

競争的対話協議事項に関する回答書

令和 2 年 12 月 1 日に実施した「サッカースタジアム等整備事業」に係る競争的対話において、公平性確保のため市が全社に共有すべきと判断した事項について、以下のとおり回答します。

なお、本回答書は、令和 2 年 11 月 10 日及び 13 日に公表した「質問に対する回答書（その 1）」、「（その 2）」を補完するものとして、これらと同等の取扱いとします。

No.	資料名称	頁	項目	回答										
1	4 者が期待する整備の方向性（素案）		本資料の位置づけ（再掲）	「中央公園広場 4 者が期待する整備の方向性（素案）」は、あくまでゾーンの設定、ゾーンごとに具備する機能の方向性を示したものです。参加資格保有者においては、より自由な発想による、具体的で、実現性が高く、かつ魅力あふれる提案を期待しています。										
2	要求水準書	2-5	既存工作物等（渝華園）	渝華園の再整備は、別紙 17 に添付した建設時の平面図や鳥瞰図を参考とし、ご提案いただければ、各建物の配置について若干の変更は可能です。また、池の形状・規模についても建物配置や渝華園全体の再整備に合わせて最適なものをご提案ください。ただし、開放的で回遊性に富んだ空間とするため、現在の敷地（面積約 1,700㎡）から塀を除く部分を概ね確保できるよう計画してください。 なお、質問に対する回答書（その 2）No. 23 において「分散配置はしないよう計画してください。」との記載については、例えば「建設予定地の北西部に四阿、南西部に門と池を配置する。」といった建設予定地内で各建物を分散した配置計画にしないようという主旨となります。										
3	要求水準書	3-10	動線計画	質問に対する回答書（その 2）No. 42 の回答について、誤解を招く表現がありましたので、No. 42 の回答については以下の内容に読み替えてください。 質問に対する回答書（その 2）No. 42 の回答は、西側園路における「スタジアム利用のための」一般車両の通行は不可という意味です。 そのため、試合開催日においても、生活道路としての利用は可能です。 なお、試合開催日、非試合日共通で、スタジアムを利用する車両は、城南通りから西側園路を経由して出入りするものとし、西側園路を経由せず北側道路、南側道路から直接スタジアムに車両がアクセスすることは、緊急車両を除き不可とします。										
4	要求水準書	3-15	サイトライン	サイトラインを評価する際のフォーカルポイントの高さ及び位置については、次のとおりとします。 高さ：グラウンドレベル± 0 m 位置：タッチライン ただし、フィールド周囲に配置される広告看板等の取扱いについては次の点に留意してください。 ・バックスタンド側は広告看板を設置した場合もタッチラインの見切れが生じないようにすること。 ・ゴール裏サイドスタンド側は、広告看板を設置した場合にタッチラインの見切れが生じることは許容する。 ・メインスタンド側の広告看板の設置は想定はしなくても良いが、選手ベンチ等によるタッチラインの見切れが生じないように計画すること。なお、ベンチ屋根について、透明な屋根素材を通してタッチラインが見える場合は可とする。										
5	要求水準書	3-16	観客席の性能	観客席は跳上座面とすることをしていますが、利用者にとってより良い提案となる場合、バラエティー席などを固定式で計画することは妨げません。なお、一般席については、跳上座面を想定しています。										
6	要求水準書	3-44	スタジアム用照明設備	スタジアム用照明については、「2 系統の配線での整備」としてしておりますが、電源トラブルが発生したとしても照度を確保し、試合等を続行できる計画としてください。										
7	要求水準書	3-65	防災広場	防災広場の計画においては、デッキ（テラス）や、まとまった樹木のある場所を「防災機能を有した空地」とすることは望ましくないと考えています。また、2ha の広さについては、複数箇所の合計値とすることも可能ですが、避難場所としては、できるだけまとまった空地が望ましいと考えています。 広場の計画を検討するに当たっては、中型ヘリコプターの着陸点として 20m×20m の平坦な空間及び 100m×100m の支障物のない空間を想定しています。 支援物資の集積場所、ボランティアの活動拠点の具体的な広さは定めていませんが、イメージについては、「中央公園広場 4 者が期待する整備の方向性（素案）」を参照して下さい。										
8	別紙 13-5		周辺インフラ状況（電気）	高圧地中配電線の埋設深さの状況については、基本的に現況 GL-900mm ですが、部分的に他の埋設物等を避けるために現況 GL-1,600mm 程度の埋設深度としている部分もあります。										
9	別紙 17		既存工作物等の取扱いについて（こども手形プレート）	佐伯工場にて保管中のこども手形プレートは、粘土にこどもの手形をつけて焼いたタイルです。数量は 1252 枚、サイズは一枚当たり縦 210mm×横 210mm×厚 60mm 程度です。										
10	別紙 17		既存工作物等の取扱いについて（堀川）	堀川の取扱いについては、Park-PFI 事業者の公募に係る提案の自由度を高めるため、要求水準書のとおり暗渠化を前提とした提案をしてください。 なお、より良い提案をするために現況のまま残置又は新たに開渠部分を新設した副案を提案することは可能としますが、Park-PFI 事業の設置等予定者との協議を踏まえて残置することとなった場合には、暗渠化を前提とした提案に対する変更（減額）の対象となります。										
11	別紙 18 別添ア	3/6 4	別紙 18 ホスピタリティ機能 別添ア 3.3 VIP エリア	別添アの 3.3 VIP エリアに記載のある室について、別紙 18 との対応は下表のとおりとします。 また、別紙 18 において「VVIP ラウンジ」「VIP ラウンジ」の合計の参考面積を 2,000㎡ としていますが、「ホスピタリティ機能」全体で 2,000㎡ 以上とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>別添ア</th> <th>別紙 18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VVIP 室</td> <td>VVIP ラウンジ</td> </tr> <tr> <td>VIP 室</td> <td>スカイボックス</td> </tr> <tr> <td>VIP 共有ラウンジ</td> <td>VIP ラウンジ</td> </tr> <tr> <td>プレミアムラウンジ</td> <td>ビジネスラウンジ</td> </tr> </tbody> </table>	別添ア	別紙 18	VVIP 室	VVIP ラウンジ	VIP 室	スカイボックス	VIP 共有ラウンジ	VIP ラウンジ	プレミアムラウンジ	ビジネスラウンジ
別添ア	別紙 18													
VVIP 室	VVIP ラウンジ													
VIP 室	スカイボックス													
VIP 共有ラウンジ	VIP ラウンジ													
プレミアムラウンジ	ビジネスラウンジ													